

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて

建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、排出ガス対策型建設機械に対する国民の関心と理解を深め、国民の選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とする「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号。以下「指定要領」という。）については、平成18年3月17日付けで発出されたところであるが、これに併せて、その取扱いに当たっては下記の点に留意し、遺漏のないよう措置されたい。

記

第1 型式認定について（第3）

1 認定の審査期間（1及び2）

認定の審査は、原則として、第2の1(1)から(4)までに掲げる区切りの期日から3ヶ月以内に行う。

2 排出ガス対策型原動機技術基準について（1）

(1) 国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法とは、日本工業規格 JIS B8008-1「往復動内燃機関-排気排出物測定-第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定」によるものとする。ただし、同規格において、粒子状物質の排出量の測定に使用する分流希釈トンネル装置が希釈排出ガスの一部を得る方式のものである場合においては、当該粒子状物質の排出量の計測精度については、全流希釈トンネル装置と同等のものとする。黒煙の測定については、排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準の取扱いについて（平成18年3月17日付け国総施第192号。以下「技術基準の取扱い」という。）別添1の黒煙濃度の測定要領によるものとする。

(2) 測定を実施する上で使用する燃料は、以下のいずれの条件も満たす軽油とする。

- ①硫黄が質量比 0.005 %以下であること。
- ②セタン指数が 45 以上であること。
- ③ 90 %留出温度が 360 °C以下であること。

備考

- ①「セタン指数」とは、日本工業規格 JIS K2280 により定める方法により算出した軽油の性状をいう。
 - ②「90 %留出温度」とは、日本工業規格 JIS K2254 により定める方法により測定した軽油の性状をいう。
- (3) 測定結果は、技術基準の取扱い付表の原動機排出ガス測定結果表に記載することとする。ただし、非メタン炭化水素の測定に関しては、当該非メタン炭化水素

の測定値に代えて、炭化水素の測定値を0.98倍したものを記載することができる。

3 排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準について（2）

- (1) 国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法とは、黒煙浄化装置の測定方法（別添1）によることとする。
- (2) 測定を実施する上で使用する燃料は、2(2)と同様とする。
- (3) 測定結果は、技術基準の取扱い付表の原動機排出ガス測定結果表に記載することとする。

第2 原動機の型式認定の申請に係る事項について（第4）

1 原動機の型式認定の申請（以下「原動機認定申請」という。）の区切り（1）

原動機認定申請については次に掲げる期日を区切りとして取りまとめる。ただし、平成18年6月30日までの申請に関しては、同年4月30日、5月31日及び6月30日で区切るものとする。

- (1) 1月1日から3月31日までの申請は、3月31日で区切る。
- (2) 4月1日から6月30日までの申請は、6月30日で区切る。
- (3) 7月1日から9月30日までの申請は、9月30日で区切る。
- (4) 10月1日から12月31日までの申請は、12月31日で区切る。

2 原動機型式認定の申請書及びその添付書類（以下「原動機認定申請書等」という。）に係る事項について（1及び2）

指定要領に定める原動機認定申請書等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 申請期日は、原動機認定申請書等を提出した年月日とする。
- (2) 連絡先については、原動機認定申請書等について責任を有する者の連絡先を記入することとする。また、連絡先の住所が申請者の住所と異なる場合においては、当該連絡先の住所を記入することとする。
- (3) 原動機認定申請書等に日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
- (4) 原動機認定申請書等は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に2通提出することとする。
- (5) 原動機の名称及び型式（1(2)）
同時に複数の原動機認定申請を行う場合には、認定申請する全ての原動機の名称及び型式の目録を添付するものとする。
- (6) 認定申請に係る原動機（以下「申請原動機」という。）の構造及び性能を記載した書面（2(1)）

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の取扱いについて（平成18年3月17日付け国総施第188号。以下「規程の取扱い」という。）第2の2(6)に定める以下に掲げる書面をいう。

- ① 原動機諸元表（規程の取扱い別記様式1）
- ② 原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）
- ③ 試験原動機の性能（規程の取扱い別記様式3）
- ④ 排出ガス成分発生量の低減に寄与する措置の内容を簡潔に記述した説明書

- (7) 原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）について
- ① 同一の型式として処理できる原動機の範囲は、申請原動機と別紙1（原動機の型式を区分する事項）に掲げる項目の全てが同一であるものとする。
 - ② 原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）の記載に当たっては、申請原動機のうち、排出ガス対策型原動機技術基準に適合していることを確認するための試験に供する原動機（以下「試験原動機」という。）に関して、その選定理由が分かるようにその他の欄に記載することとする。
- (8) 申請原動機の外観図（同(2)）
- 申請原動機の外観図には原動機識別書（規程の取扱い別記様式4）を添付することとする。
- (9) 排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面（同(3)）
- 技術基準の取扱い付表の原動機排出ガス測定結果表をいう。
- (10) 申請原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（同(4)）
- 申請原動機の検査を行う担当部署及びその実施要領（少なくとも検査の項目及び方法並びに検査用機械器具の名称及び能力を含む。）についての記載をいう。
- (11) 申請原動機を取り付けることができる建設機械の範囲（同(5)）
- 申請原動機を取り付ける予定の建設機械全ての名称及び型式（第8の2(5)①参照）、又は取り付けることができる吸入負圧及び排気圧力の範囲のいずれかをいう。ただし、吸入負圧及び排気圧力については、以下のとおりとする。
- ① 吸入負圧は、吸気マニホールド（過給機付きのものにあつては、過給機）入口上流約0.5m以内の位置における静圧をいう。
 - ② 排気圧力は、排気マニホールド（過給機付きのものにあつては、過給機）出口下流約0.5m以内の位置における静圧をいう。
- (12) 契約書（同(7)）
- 日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
- (13) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面（同(8)）
- 規程の取扱い第2の2(13)に定める以下に掲げる書面をいう。
- ① 申請原動機に関する評定書（規程の取扱い別添1の排出ガス対策型原動機評定指針に定める評定様式）をいう。
 - ② 申請原動機が、型式認定の申請者（以下「原動機型式認定申請者」という。）と異なる製作者が供給する原動機と同一のものである場合においては、原動機同一証明書（規程の取扱い別記様式5）
 - ③ 当該申請原動機が、原動機型式認定申請者とそれ以外の者と共同で供給しようとするものである場合においては、原動機共同供給証明書（規程の取扱い別記様式6）

3 評定書について

- (1) 2(13)①の評定書は、次に掲げる要件を全て満たす機関（以下「原動機評定機関」という。）が、申請原動機の排出ガス性能に関して評定し、かつ、その結果を記載した書類をいう。

- ① 原動機評定機関の設置趣旨が、評定の実施に当たって妥当なものであり、かつ、当該機関が原動機又は建設機械の製作又は販売を業としていないこと。
 - ② 評定業務の遂行に必要な体制が整えられていること。
 - ③ 特定の評定申請者から出資又は財政的支援を集中的に受けていないこと。
 - ④ 原動機からの排出ガスに関する審査及び評価の実績が5年以上あること。
- (2) 原動機評定機関は、規程の取扱い別添1の排出ガス対策型原動機評定指針に基づき、評定を行う要領（以下「原動機評定要領」という。）を策定するものとする。

4 試験原動機について

- (1) 試験原動機に関しては、原則として、当該試験を行う時点で運転の用に供していないもの及び(2)に定める条件により運転したもの（以下「長時間運転試験原動機」という。）を、それぞれ原動機評定機関に提示することとする。ただし、5に定める書面の提出が行われた場合においては、運転の用に供していない原動機のみでよいこととする。
- (2) 長時間運転試験原動機に係る運転条件は、次に掲げるいずれの要件も満たした運転方法により、次の表の左欄に掲げる原動機の種別ごとに、右欄に掲げる運転時間以上運転することとする。また、長時間運転試験原動機の選定に関しては、規程の取扱い別添2の長時間運転実施要領によることとする。
- ① 原動機を運転している間の平均負荷率が40%以上であること。
 - ② 原動機を定格回転速度の60%以上で運転している時間の割合が70%以上であること。
 - ③ 原動機を定格回転速度の90%以上で運転している時間の割合が20%以上であること。

原動機の種別	運転時間
定格出力が8 kW 以上 19 kW 未満	3,000 時間
定格出力が19 kW 以上 37 kW 未満	5,000 時間
定格出力が37 kW 以上 560 kW 以下	8,000 時間

5 長時間運転試験原動機の提示に代わる措置について

- (1) 次に掲げるいずれの要件も満たした書面の提出が行われた場合においては、長時間運転試験原動機の提示は不要とする。
- ① 試験原動機について、4(2)に掲げる運転を行ったことを証する書面又は4(2)に掲げる運転により原動機に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を当該原動機に生じさせる運転を行ったことを証する書面
 - ② ①の運転を行った試験原動機が、指定要領第3の1に定める排出ガス対

策型原動機技術基準に適合していることを証する書面

- (2) (1)の書面の様式は、規程の取扱い別添2の長時間運転実施要領によることとする。

6 原動機型式認定の申請の特例

原動機型式認定申請者が当該申請原動機に関して本人以外の者から供給を受けている、又は本人以外の者と共同で供給しようとしている場合においては、原動機認定申請書等の提出に代えて、以下に掲げる書面の提出を行うことができる。

- (1) 当該申請原動機に関して本人以外の者から供給を受けている場合

以下に掲げる全ての書面

- ① 原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）
 - ② 原動機識別書（規程の取扱い別記様式4）
 - ③ 供給者による排出ガス対策型原動機同一証明書（規程の取扱い別記様式5）
- (2) 当該申請原動機に関して本人以外の者と共同で供給しようとしている場合

以下に掲げる全ての書面

- ① いずれかの者による原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）
- ② 原動機識別書（規程の取扱い別記様式4）
- ③ 申請原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（指定要領第4の2(4)）
- ④ 原動機共同供給証明書（規程の取扱い別記様式6）

第3 黒煙浄化装置の型式認定の申請に係る事項について（第5）

- 1 黒煙浄化装置の型式認定の申請（以下「黒煙浄化装置認定申請」という。）の区切り（1）

黒煙浄化装置認定申請の区切りについては、第2の1と同様とする。

- 2 黒煙浄化装置型式認定の申請書及びその添付書類（以下「黒煙浄化装置認定申請書等」という。）に係る事項について（1及び2）

指定要領に定める黒煙浄化装置認定申請書等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 申請期日は、黒煙浄化装置認定申請書等を提出した年月日とする。
- (2) 連絡先については、黒煙浄化装置認定申請書等について責任を有する者の連絡先を記入することとする。また、連絡先の住所が申請者の住所と異なる場合においては、当該連絡先の住所を記入することとする。
- (3) 黒煙浄化装置認定申請書等に日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
- (4) 黒煙浄化装置認定申請書等は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に2通提出することとする。
- (5) 黒煙浄化装置の名称及び型式（1(2)）
同時に複数の認定申請を行う場合には、認定申請する全ての黒煙浄化装置の名称及び型式の目録を添付するものとする。
- (6) 認定申請に係る黒煙浄化装置（以下「申請黒煙浄化装置」という。）の構造及び性能を記載した書面（2(1)）

以下に掲げる書面をいう。

- ① 黒煙浄化装置仕様書（別記様式1）
 - ② 黒煙の低減に寄与する措置の内容を簡潔に記述した説明書（以下「黒煙浄化装置低減方式説明書」という。）
- (7) 黒煙浄化装置仕様書（別記様式1）について
- ① 黒煙浄化装置仕様書（別記様式1）の記載に当たっては、黒煙浄化装置仕様書の記載要領（別添2）に従うものとする。また、申請黒煙浄化装置のうち、排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合していることを確認するための試験の用に供する黒煙浄化装置（以下「試験黒煙浄化装置」という。）に関して、その選定理由が分かるようにその他の欄に記載することとする。
 - ② 同一の名称（以下「同一名称」という。）として処理できる黒煙浄化装置の範囲は、申請黒煙浄化装置と別紙2（黒煙浄化装置の名称を区分する事項）に掲げる項目の全てが同一であるものとする。
- (8) 申請黒煙浄化装置の構造図（同(2)）
- 当該型式の製作図面から細部の寸法を除いたA4版図面とし、外観寸法、内部構造（触媒部の構造、フィルタ部の構造、フィルタ部のシール構造等）が分かるものとする。
- (9) 黒煙浄化装置低減方式説明書について
- 黒煙浄化装置低減方式説明書の記載に当たっては、黒煙浄化装置低減方式説明書の記載要領（別添3）に従うものとする。
- (10) 排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合することを証する書面（同(3)）
- 技術基準の取扱い付表の原動機排出ガス測定結果表をいう。
- (11) 申請黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（同(4)）
- 申請黒煙浄化装置の検査を行う担当部署及びその実施要領（少なくとも検査の項目及び方法並びに検査用機械器具の名称及び能力を含む。）についての記載をいう。
- (12) 契約書（同(6)）
- 日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
- (13) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面（同(7)）
- 以下に掲げる書面をいう。
- ① 申請黒煙浄化装置に関する評定書（別添4の排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針に定める評定様式）をいう。
 - ② 申請黒煙浄化装置が、型式認定の申請者（以下「黒煙浄化装置型式認定申請者」という。）と異なる製作者が供給する黒煙浄化装置と同一のものである場合においては、黒煙浄化装置同一証明書（別記様式2）
 - ③ 当該申請黒煙浄化装置が、黒煙浄化装置型式認定申請者とそれ以外の者と共同で供給しようとするものである場合においては、黒煙浄化装置共同供給証明書（別記様式3）

3 評定書について

- (1) 2(13)①の評定書は、次に掲げる要件を全て満たす機関（以下「黒煙浄化装置評定機関」という。）が、申請黒煙浄化装置の排出ガス性能に関して評定し、かつ、その結果を記載した書類をいう。
 - ① 黒煙浄化装置評定機関の設置趣旨が、評定の実施に当たって妥当なものであり、かつ、当該機関が黒煙浄化装置、原動機又は建設機械の製作又は販売を業としていないこと。
 - ② 評定業務の遂行に必要な体制が整えられていること。
 - ③ 特定の評定申請者から出資又は財政的支援を集中的に受けていないこと。
 - ④ 黒煙浄化装置等に係る排出ガスに関する審査及び評価の実績が5年以上あること。
- (2) 黒煙浄化装置評定機関は、別添4の排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針に基づき、評定を行う要領（以下「黒煙浄化装置評定要領」という。）を策定するものとする。
- (3) 提出する評定書は当該書面の写しでもよいこととする。その場合においては、原本については申請者が申請後5年間保管することとする。

4 黒煙浄化装置型式認定の申請の特例

黒煙浄化装置型式認定申請者が当該申請黒煙浄化装置に関して本人以外の者から供給を受けている、又は本人以外の者と共同で供給しようとしている場合には、黒煙浄化装置認定申請書等の提出に代えて、以下に掲げる書面の提出を行うことができる。

- (1) 当該申請黒煙浄化装置に関して本人以外の者から供給を受けている場合
以下に掲げる全ての書面
 - ① 黒煙浄化装置仕様書（別記様式1）
 - ② 供給者による黒煙浄化装置同一証明書（別記様式2）
- (2) 当該申請黒煙浄化装置に関して本人以外の者と共同で供給しようとしている場合
以下に掲げる全ての書面
 - ① いずれかの者による黒煙浄化装置仕様書（別記様式1）
 - ② 申請黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（指定要領第5の2(4)）
 - ③ 黒煙浄化装置共同供給証明書（別記様式3）

第4 変更の認定について（第7）

- 1 変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）の区切り（1及び2）
原動機の変更認定申請及び黒煙浄化装置の変更認定申請の区切りについては、第2の1と同様とする。
- 2 変更認定申請の方法（1及び2）
 - (1) 認定原動機に係る変更の申請（1）
原動機の変更認定申請に当たっては、変更前の認定原動機申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。
 - (2) 認定黒煙浄化装置に係る変更の申請（2）

黒煙浄化装置の変更認定申請に当たっては、変更前の認定黒煙浄化装置申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。

3 変更認定申請の特例（1）

原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）に関しては、試験原動機の性能に変更が無い範囲内で新たな原動機識別記号を追加する場合には、当該原動機同一型式の構成表を国土交通省大臣官房技術審議官に届け出ることをもって足りるものとする。

第5 型式認定の変更の届出について（第8）

1 型式認定の変更の届出の区切りについて（1及び2）

原動機型式認定及び黒煙浄化装置型式認定の変更の届出（以下「認定変更届出」という。）の区切りについては、第2の1と同様とする。

2 認定変更届出の方法（1）

(1) 認定原動機に係る変更届出（1）

原動機の変更届出を行うに当たっては、変更前の認定原動機申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。

(2) 認定黒煙浄化装置に係る変更届出（1）

黒煙浄化装置の変更届出を行うに当たっては、変更前の認定黒煙浄化装置申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。

第6 認定の取消しについて（第9）

相当期間（1(4)）とは、原動機型式認定申請者又は黒煙浄化装置型式認定申請者が定める申請原動機又は申請黒煙浄化装置の品質保証期間とする。

第7 型式指定について（第11）

1 指定の審査期間（1及び2）

建設機械の指定及びトンネル工事用建設機械の指定の審査期間は、原則として、第2の1(1)から(4)までに掲げる区切りの期日から3ヶ月以内に行う。

2 排出ガス対策型建設機械技術基準について（1）

国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法とは、技術基準の取扱い別添3の無負荷急加速黒煙の測定方法によるものとする。

3 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準について（2）

国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法とは、技術基準の取扱い別添3の無負荷急加速黒煙の測定方法によるものとする。

第8 建設機械の型式指定の申請に係る事項について（第12）

1 建設機械の型式指定の申請（以下「建設機械指定申請」という。）の区切り（1）
建設機械指定申請の区切りについては、第2の1と同様とする。

2 型式指定の申請書及びその添付書類（以下「建設機械指定申請書等」という。）に係る事項について（1及び2）

指定要領に定める建設機械指定申請書等に関しては、次のとおりとする。

(1) 申請期日は、建設機械指定申請書等を提出した年月日とする。

(2) 連絡先については、建設機械指定申請書等について責任を有する者の連絡先を

- 記入することとする。また、連絡先の住所が申請者の住所と異なる場合においては、当該連絡先の住所を記入することとする。
- (3) 建設機械指定申請書等に日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
- (4) 建設機械指定申請書等は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に2通提出することとする。
- (5) 建設機械の名称及び型式（1(2)）
- ① 「建設機械の名称」とは、請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号。以下同じ。）別表第1の建設機械等損料算定表に定める機種名をいう。
- ② 同時に複数の建設機械の指定申請を行う場合においては、申請する全ての建設機械の名称及び型式の目録を添付するものとする。
- (6) 建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面（2(1)）
- 認定原動機の製作又は販売を業とする者による原動機諸元表（規程の取扱い別記様式1）及び同原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）並びに建設機械仕様書（規程の取扱い別記様式7）をいう。
- (7) 建設機械の写真（同(2)）
- 前方、左側方及び右斜め後方を、それぞれ写した写真を1枚の日本工業規格A4の用紙に貼り付けることとする。
- (8) 排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面（同(3)）
- 技術基準の取扱い別添3付表の無負荷急加速黒煙測定結果表をいう。また、提出する書面は当該付表の写しを用いるとともに、原本については申請者が申請後5年間保管することとする。
- (9) 指定申請に係る建設機械（以下「申請建設機械」という。）の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（同(4)）
- 申請建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面については、第2の2(10)と同様とする。
- (10) 契約書（同(6)）
- 契約書については、第2の2(12)と同様とする。
- (11) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面（同(7)）
- 以下に掲げる書面をいう。
- ① 申請建設機械が、型式指定の申請者（以下「建設機械型式指定申請者」という。）と異なる製作者が供給する建設機械と同一のものである場合においては、建設機械同一証明書（規程の取扱い別記様式8）。
- ② 当該申請建設機械が、建設機械型式指定申請者とそれ以外の者と共同で供給しようとするものである場合においては、建設機械共同供給証明書（規程の取扱い別記様式9）。
- 3 建設機械型式指定の申請の特例
- 建設機械型式指定申請者が当該建設機械に関して本人以外の者から供給を受けて

いる、又は本人以外の者と共同で供給しようとしている場合においては、建設機械指定申請書等の提出に代えて、以下に掲げる書面の提出を行うことができる。

- (1) 当該申請建設機械に関して本人以外の者より供給を受けている場合
以下に掲げる全ての書面
 - ① 建設機械仕様書（規程の取扱い別記様式7）
 - ② 当該申請建設機械の写真（指定要領第12の2(2)）
 - ③ 供給者による建設機械同一証明書（規程の取扱い別記様式8）
- (2) 当該申請建設機械に関して本人以外の者と共同で供給しようとしている場合
以下に掲げる全ての書面
 - ① 建設機械仕様書（規程の取扱い別記様式7）
 - ② 当該申請建設機械の写真（指定要領第12の2(2)）
 - ③ 申請建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（指定要領第12の2(4)）
 - ④ 建設機械共同供給証明書（規程の取扱い別記様式9）

第9 トンネル工事用建設機械の型式指定の申請に係る事項について（第13）

- 1 トンネル工事用建設機械の型式指定の申請（以下「トンネル工事用建設機械指定申請」という。）の区切り（1）

トンネル工事用建設機械指定申請の区切りについては、第2の1と同様とする。
- 2 トンネル工事用建設機械型式指定の申請書及びその添付書類（以下「トンネル工事用建設機械指定申請書等」という。）に係る事項について（1及び2）

指定要領に定めるトンネル工事用建設機械指定申請書等に関しては、次のとおりとする。

 - (1) 申請期日は、トンネル工事用建設機械指定申請書等を提出した年月日とする。
 - (2) 連絡先については、トンネル工事用建設機械指定申請書等について責任を有する者の連絡先を記入することとする。また、連絡先の住所が申請者の住所と異なる場合においては、当該連絡先の住所を記入することとする。
 - (3) トンネル工事用建設機械指定申請書等に日本語以外の言語を用いる場合においては、その和訳を併記するものとする。
 - (4) トンネル工事用建設機械指定申請書等は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に2通提出することとする。
 - (5) トンネル工事用建設機械の名称及び型式（1(2)）
 - ① 「トンネル工事用建設機械の名称」については、第8の2(5)①と同様とする。
 - ② 同時に複数のトンネル工事用建設機械の指定申請を行う場合においては、申請する全てのトンネル工事用建設機械の名称及び型式の目録を添付するものとする。
 - (6) トンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面（2(1)）

トンネル工事用建設機械仕様書（別記様式4）、認定原動機の製作又は販売を業とする者による原動機諸元表（規程の取扱い別記様式1）及び同原動機同一型式の構成表（規程の取扱い別記様式2）をいう。

- (7) トンネル工事用建設機械の写真（同(2)）
前方、左側方及び右斜め後方を、それぞれ写した写真を1枚の日本工業規格A4の用紙に貼り付けることとする。
- (8) トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面（同(3)）
技術基準の取扱い別添3付表の無負荷急加速黒煙測定結果表をいう。
- ① 提出する書面は当該付表の写しを用いるとともに、原本については申請者が申請後5年間保管することとする。
- ② 無負荷急加速黒煙測定結果表（技術基準の取扱い別添3付表）に記載する測定結果が原動機諸元表（規程の取扱い別記様式1）の黒煙の欄に記載された排出ガス濃度の値と大きく異なると認められた場合においては、その理由を記載した書面。
- (9) 指定申請に係るトンネル工事用建設機械（以下「申請トンネル工事用建設機械」という。）の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（同(4)）
申請トンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面については、第2の2(10)と同様とする。
- (10) 契約書（同(6)）
契約書については、第2の2(12)と同様とする。
- (11) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面（同(7)）
以下に掲げる全ての書面
- ① 申請トンネル工事用建設機械が、型式指定の申請者（以下「トンネル工事用建設機械型式指定申請者」という。）と異なる製作者が供給するトンネル工事用建設機械と同一のものである場合においては、トンネル工事用建設機械同一証明書（別記様式5）。
- ② 当該申請トンネル工事用建設機械が、型式指定申請者とそれ以外の者と共同で供給しようとするものである場合においては、トンネル工事用建設機械共同供給証明書（別記様式6）。

3 トンネル工事用建設機械型式指定の申請の特例

トンネル工事用建設機械型式指定申請者が当該トンネル工事用建設機械に関して本人以外の者から供給を受けている、又は本人以外の者と共同で供給しようとしている場合においては、トンネル工事用建設機械指定申請書等の提出に代えて、以下に掲げる書面の提出を行うことができる。

- (1) 当該申請トンネル工事用建設機械に関して本人以外の者より供給を受けている場合
以下に掲げる全ての書面
- ① トンネル工事用建設機械仕様書（別記様式4）
- ② 当該申請トンネル工事用建設機械の写真（指定要領第13の2(2)）
- ③ 供給者によるトンネル工事用建設機械同一証明書（別記様式5）
- (2) 当該申請トンネル工事用建設機械に関して本人以外の者と共同で供給しようとする

している場合

以下に掲げる全ての書面

- ① トンネル工事用建設機械仕様書（別記様式4）
- ② 当該申請トンネル工事用建設機械の写真（指定要領第13の2(2)）
- ③ 申請トンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（指定要領第13の2(4)）
- ④ トンネル工事用建設機械共同供給証明書（別記様式6）

第10 変更の承認について（第15）

- 1 変更の承認の申請（以下「変更承認申請」という。）の区切り（1及び2）
建設機械の変更承認申請及びトンネル工事用建設機械の変更承認申請の区切りについては、第2の1と同様とする。
- 2 変更承認申請の方法
建設機械の変更承認申請及びトンネル工事用建設機械の変更承認申請に当たっては、変更前の建設機械指定申請書等又はトンネル工事用建設機械指定申請書等を添付することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。
 - (1) 指定建設機械に係る変更承認申請（1）
指定建設機械の変更承認申請に当たっては、変更前の建設機械指定申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。
 - (2) 指定トンネル工事用建設機械に係る変更承認申請（2）
指定トンネル工事用建設機械の変更承認申請を行うに当たっては、変更前のトンネル工事用建設機械指定申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。

第11 型式指定の変更の届出について（第16）

- 1 変更の届出（以下「指定変更届出」という。）の区切り（1及び2）
建設機械の指定変更届出及びトンネル工事用建設機械の指定変更届出の区切りについては、第2の1と同様とする。
- 2 指定変更届出の方法
 - (1) 指定建設機械に係る変更届出（1）
建設機械の指定変更届出に当たっては、変更前の建設機械指定申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。
 - (2) 指定トンネル工事用建設機械に係る変更届出（2）
トンネル工事用建設機械の指定変更届出を行うに当たっては、変更前のトンネル工事用建設機械指定申請書等を添付等することにより当該変更箇所が分かるようにするものとする。

第12 指定の取消しについて（第17）

相当期間（3(5)）については、指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の製造を中止した年度における建設機械等損料算定表の標準使用年数とする。

第13 指定建設機械とみなす物について（第18）

国土交通省大臣官房技術審議官が定める書類とは、以下に掲げる全ての書類をいう。

- (1) 当該みなし指定建設機械が、第18の1(1)から(3)に定める道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた当該自動車又は道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第1項の規定によりその型式について届出された当該特定特殊自動車としての構造及び性能が同一であることを証する書類
- (2) 当該みなし指定建設機械の製作日を証する書類

別紙1 原動機の型式を区分する事項

原動機の型式を区分する事項は、下表の左欄に掲げる項目とする。

項目	例
原動機の種別（注）	定格出力が19 kW以上37 kW未満である原動機
燃焼サイクル	2サイクル、4サイクル
冷却方式	空冷、水冷
シリンダ・ブロック形状	直列・V型
シリンダ・ボアの中心間距離	
総排気量	内径、行程
燃焼室形式	副室式、直噴式
燃料供給方式	気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射、列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等の別
弁機構	OHC、OHV
過給機	装着の有無
給気冷却器	装着の有無
後処理装置	触媒
触媒の種類	酸化、還元、三元等の別
触媒の形式	ペレット、モノリス
触媒の個数	
触媒の主要成分	白金、ロジウム、パラジウム
触媒の取付け位置	排気マニホールド内、床下
DPFの個数	
排気ガス再循環装置	装着の有無

（注）原動機の種別とは排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準（平成18年国土交通省告示第349号）第2条に定める表中欄に掲げるものをいう。

黒煙浄化装置の名称を区分する事項

黒煙浄化装置の名称に関しては以下に掲げる項目が異なるごとに固有の名称を有するものとする。

1. 黒煙浄化装置の形式など

- ① 浄化の仕組み。
- ② フィルタを使用している場合は、フィルタの種類。
- ③ 触媒を使用している場合は、触媒の種類。
- ④ 浄化装置の再生方法。

2. 対象出力

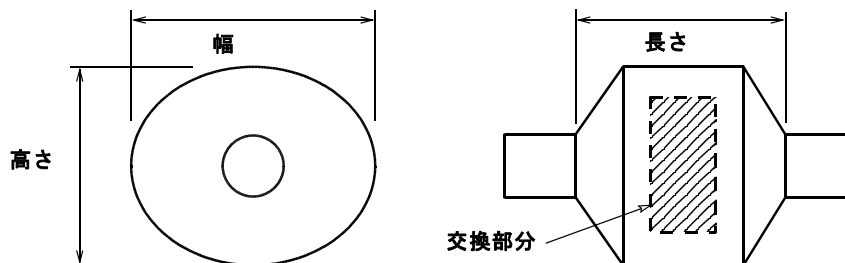
基本エレメント [フィルタ数、濾過面積、濾過体積、DPFユニット数、触媒装置等]
当たり装着対象となる原動機の出力。

別記様式1

黒煙浄化装置仕様書

製造業者名 :
 黒煙浄化装置の名称 :
 黒煙低減方式 :
 黒煙浄化率 :
 フィルタ材料 : 製造業者名 :
 基本エレメントの単位 :
 基本エレメント当たり原動機出力 :
 再生方式 :
 再生間隔 :
 再生時の制限 :
 再生用ヒータの種類 : 製造業者名 :
 フィルタ交換時期 :
 触媒等の種類 : 製造業者名 :
 供給物等の種類 : 製造業者名 :
 断熱材の種類・厚さ : 製造業者名 :
 その他 :
 型式別仕様

対象原動機出力 (kW)					
基本エレメントの数量					
基本寸法	長さ (mm)				
	幅 (mm)				
	高さ (mm)				
乾燥質量 (kg)					
圧力損失 (kPa)	再生直前				
	再生直後				
再生時の所要電力(W)					
再生用燃料の消費量(g/h)					
供給物の供給量					
供給物のタンク容量					



装置の概略形状と寸法位置

- 注) 1) 原動機出力は、JIS B 8008 によるものとする。
 2) 単位は、S I 単位 (出力は「kW」) で表記する。
 3) 当該黒煙浄化装置の仕様として、適切でない項目は削除して良い。
 4) 当該黒煙浄化装置の仕様として、記述すべき事項は適宜追加する。

別記様式 2

黒煙浄化装置同一証明書

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住 所

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて第3の2(13)②に基づき、下記の黒煙浄化装置は弊社にて製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における黒煙浄化装置の名称及び型式

○○○○○

2. 供給先における黒煙浄化装置の名称及び型式

△△△△株式会社 △△△△△△

備考 (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式 3

黒煙浄化装置共同供給証明書

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印
住 所

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印
住 所

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印
住 所

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて第3の2(13)③の規定に基づき、〇〇〇〇株式会社、△△△△株式会社及び□□□□株式会社の下記黒煙浄化装置は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. 〇〇〇〇株式会社における黒煙浄化装置の名称及び型式

〇〇〇〇〇

2. △△△△株式会社における黒煙浄化装置の名称及び型式

△△△△△

3. □□□□株式会社における黒煙浄化装置の名称及び型式

□□□□□

備考 (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式 4

トンネル工事用建設機械仕様書

1. 装着黒煙浄の名称及び型式
2. 装着原動機識別記号
3. トンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能
4. トンネル工事用建設機械の主要規格

項 目		内 容
規 格	諸 元 定 格 出 力 質 量	

5. トンネル工事用建設機械の吸入負圧及び排気圧力

- 備考 (1) トンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能欄に全て記載できない場合は、申請者が定める様式の仕様書を添付することで、記載に代えることができるものとする。この場合においては、当該欄に「別添仕様書参照」と記載するものとする。
- (2) トンネル工事用建設機械の諸元に関しては、請負工事機械経費積算要領別表第 1 の建設機械等損料算定表を参考に記載することとする。
- (3) 吸入負圧及び排気圧力は定格点における値とする。
- (4) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式 5

トンネル工事用建設機械同一証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住 所

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の取扱いについて第9の2(11)①に基づき、下記の建設機械は弊社にて製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. トンネル工事用建設機械の名称

2. トンネル工事用建設機械の主要規格

諸 元	定格出力 回転速度 (kW/min ⁻¹)	質 量 (t 又は kg)	搭載原動機製作者 搭載原動機の 名称及び型式	装着黒煙浄化装置製作者 装着黒煙浄化装置の 名称及び型式

3. ○○○○株式会社における建設機械の型式

○○○○○

4. △△△△株式会社における建設機械の型式

△△△△△

- 備考 (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
(2) トンネル工事用建設機械の名称及び諸元に関しては、請負工事機械経費積算要領別表第1の建設機械等損料算定表を参考に記載することとする。
(3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式 6

トンネル工事中用建設機械共同供給証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住 所

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住 所

氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名） 印

住 所

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程の取扱いについて第9の2(11)②に基づき、〇〇〇〇株式会社、△△△△株式会社ならびに□□□□株式会社の下記型式が同一の建設機械であることを証明致します。

記

1. トンネル工事中用建設機械の名称

2. トンネル工事中用建設機械の主要規格

諸 元	定格出力 回転速度 (kW/min ⁻¹)	質 量 (t 又は kg)	搭載原動機製作者 搭載原動機の 名称及び型式	装着黒煙浄化装置製作者 装着黒煙浄化装置の 名称及び型式

3. 〇〇〇〇株式会社における建設機械の型式
〇〇〇〇〇

4. △△△△株式会社における建設機械の型式
△△△△△

5. □□□□株式会社における建設機械の型式
□□□□□

- 備考 (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 (2) トンネル工事中用建設機械の名称及び諸元に関しては、請負工事機械経費積算要領別表第1の建設機械等損料算定表を参考に記載することとする。
 (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別添 1

黒煙浄化装置の測定方法

1 適用範囲

これは、黒煙浄化装置にのみ適用する。

なお、黒煙浄化装置とは、吸入空気又は燃料に何らかを混入する装置、吸気系統又は燃料系統に何らかを装着する装置、吸気系統又は燃料系統に何らかを装着する装置、原動機の調整や改造を伴う装置、及び効果が現れるまで時間を要する装置は対象としないこととする。

2 測定方法

(1) 測定に供する原動機

黒煙浄化装置の測定に当たっては、以下の①から④に掲げる原動機のいずれかに装着することとする。当該測定に供する原動機を「使用原動機」という。

ただし、使用原動機の定格出力は、黒煙浄化装置が対象とする出力範囲の最大の定格出力とし、かつ、定常状態及び過渡状態のそれぞれについて黒煙の低減効果が確認できる黒煙濃度を示すものとする。

① 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「指定要領」という。）

第3の1の規定によりその型式について認定された排出ガス対策型原動機

② 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という。）第3条の規定によりその型式について認定された排出ガス対策型原動機

③ 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

④ 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第6条第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機

(2) 測定

測定においては、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて（以下「指定要領の取扱い」という。）第1の2に基づくものとする。

また、校正ガス濃度と測定ガス濃度をレコーダに記録することとする。

(3) 測定手順

① 黒煙浄化装置装着前の測定

黒煙浄化装置装着前の使用原動機について、排出ガス重量、黒煙濃度及び出力等の測定を行うこととする。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸引タイミングを調整することとする。

② 黒煙浄化装置の装着

申請者が定める方法にしたがって黒煙浄化装置を使用原動機に装着させるものとする。ただし、使用原動機の調整等を行わないこととする。

黒煙浄化装置の搭載による使用原動機の排気圧力や排気温度等の変化は、使用原動機が許容する範囲を超えてはならないものとする。

③ 黒煙浄化装置装着後の測定

黒煙浄化装置装着後の使用原動機について、排出ガス重量、黒煙濃度及び出力等の測定を行うこととする。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸引タイミングを調整することとする。

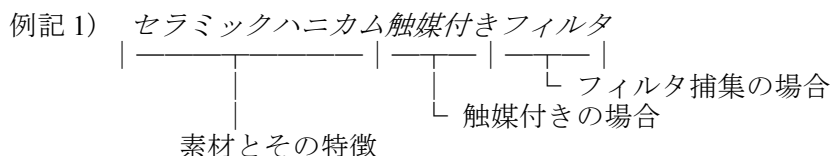
別添 2

黒煙浄化装置仕様書（別記様式 1）の記載要領

以下の例にならって記載するものとする。

1. 黒煙浄化装置の名称 : 申請する黒煙浄化装置の名称を記入する。
2. 黒煙低減方式 : 次の例にならって記入する。

例 1. 黒煙浄化部のみの場合



14. 断熱材の種類・厚さ : 例 グラスファイバ 10mm (ケース外周)

15. 型式別仕様

同一型式を構成する全ての型式について記入する。

- ① 対象原動機出力 : 申請する型式が対象とする原動機の最大出力を記入する。出力の表示は JIS B 8008 によるものとする。
- ② 基本エレメントの数量 : 各々の型式に使用される数量を記入する。
- ③ 基本寸法 : 申請する型式の装置寸法を長さ○○○ mm ×幅○○○ mm ×高さ○○○ mm と記入する。
長さ : パイプ等を含まない装置本体の長さ
幅 : 突起物、取付ブラケット等を含まない装置本体の幅
高さ : 突起物、取付ブラケット等を含まない装置本体の高さ
- ④ 圧力損失 : 強制燃焼を行うものは再生前後とし、再生を行わないもの及び自動再生を行うものは交換前後の値を記入する。

注) 対象原動機出力は、全て JIS B 8008 による表示となることに注意する。(建設機械の定格出力の表示に用いられる規格と異なる場合が多い。)

黒煙浄化装置低減方式説明書の記載要領

ここに記述する黒煙浄化装置の低減方式は、一般的と考えられるフィルタにより黒煙の捕集を行う方式を例にしたものであり、これ以外の低減方式による場合は、ここに記述された事項の主旨にならって記載するものとする。

1. 黒煙浄化装置の概要

① 黒煙浄化装置のシステム構成

黒煙浄化装置のシステム構成を図解する。

② 再生装置の概要

黒煙浄化装置のシステムに再生装置を組み込んでいる場合あるいは別途再生装置と組み合わせて用いる場合は、再生装置の概要を図解する。

再生システムが捕集部を切り替えて再生を行うものは、その機構の概要が分かるようにする。

③ フィルタの構造

黒煙浄化装置のフィルタ部分について、図解する。

セル密度、壁厚あるいはこれらに類する事項を明記する。

フィルタに直接触媒を担持する場合は、触媒の量（フィルタ触媒担持部の単位体積当たりの量）を明記する。

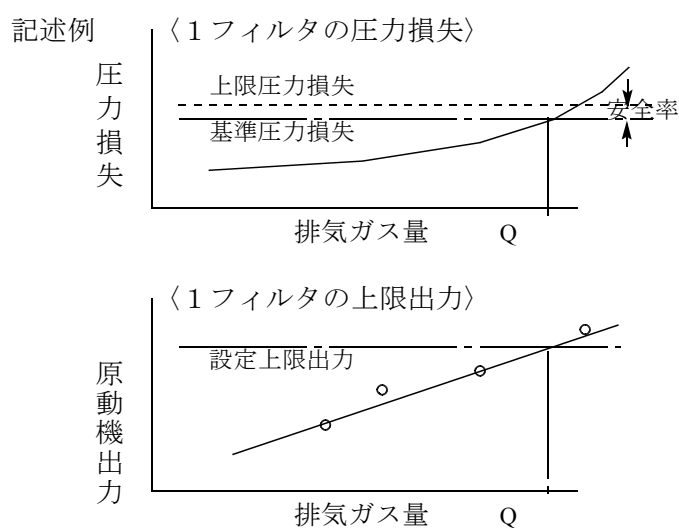
④ 触媒部の構造

黒煙浄化装置のシステム構成に触媒部がある場合は、その部分を図解する。

触媒部に担持する触媒の量（触媒部の単位体積当たりの量）を明記する。

2. 対象原動機出力の設定根拠

当該型式が対象とする原動機定格出力の最大値を設定した根拠を記述する。



排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針

1. 目的

本評定指針は、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領の取扱いについて（以下「指定要領の取扱い」という。）第3の3に掲げる要件を満たす評定機関（以下「黒煙浄化装置評定機関」という。）が実施する黒煙浄化装置の評定に関し必要な事項を定める事を目的とし、第3の3(2)に規定する黒煙浄化装置評定指針について定めるものである。

2. 定義

この指針において「評定試験」とは、当該評定機関の立会の下で実施される黒煙浄化装置の装着前後における原動機の排出ガス重量及び出力等の測定（以下「排出ガス等測定」という。）をいう。

3. 事前書類確認

評定機関は、評定試験の依頼者（以下「依頼者」という。）が、評定試験の事前に提出する次に掲げる書面に関してそれぞれ以下で定める内容について確認を行うこととする。

(1) 黒煙浄化装置仕様書

黒煙浄化装置仕様書（指定要領の取扱い別記様式1）に必要事項が記入されており、それらが指定要領の取扱い別紙2の黒煙浄化装置の名称を区分する事項に規定する黒煙浄化装置の名称（以下「黒煙浄化装置の名称」という。）の範囲から逸脱していないこと。

(2) 構造図

浄化に作用する内部構造が黒煙浄化装置の名称の範囲から逸脱していないこと。

(3) 黒煙浄化装置低減方式説明書

指定要領の取扱い別添3の黒煙浄化装置低減方式説明書の記載要領に従い記載されており、それらが黒煙浄化装置の名称の範囲から逸脱していないこと。

(4) 取扱い説明書等

黒煙浄化装置仕様書（指定要領の取扱い別記様式第1）に追加すべき事項の有無。黒煙浄化装置の再生方法、装着方法、保守方法及び注意事項等。

(5) 使用原動機報告書

評定様式1に記入された内容が指定要領の取扱い別添1の黒煙浄化装置の測定方法の2(1)の規定に従っていること。定格出力等の測定値が仕様値と大きな違いがないこと。

4. 測定機器類の検査の確認

評定機関は、当該黒煙浄化装置の排出ガス等測定を行うための測定機器類について、以下の確認を行う。

(1) 検査内容の確認

測定機器類は、JIS B 8008-1（往復動内燃機関－排気排出物測定－第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）で精度が定められているものは、その精度内であることが確認され、それ以外の測定機器は、可能な限り、国際規格又は

国内規格、定評ある技術機関の刊行物又は関連の科学文献もしくは定期刊行物に公表された方法により確認されていること。

測定機器類は、定められた校正間隔による管理を行うことにより品質が確保されていること。

検査方法が定められていないものに関しては、適用可能な場合においては、国家計量標準に合致するよう運用されていること。

(2) 検査書類の確認

測定機器類の検査結果は、試験室情報（JIS B 8008-6（往復動内燃機関－排気排出物測定－第6部：試験報告）の「排気排出物測定試験報告用紙 6-1：試験室情報」、「排気排出物測定試験報告用紙 6-2：試験室情報 温度、圧力及び湿度」による）に記入されているとともに、主な測定機器（排出ガス測定装置、粒子状物質測定装置、スモークメータ、空気流量計、燃料流量計、動力計等）の検査結果及び排出ガス測定装置の校正に使用する校正ガスの検査成績書が添付してあること。

5. 評定試験実施の決定

本評定指針3及び4の内容を確認した上で当該黒煙浄化装置の評定試験実施の可否について検討することとする。

評定機関は、評定試験を行うに当たっては、測定項目を追加する必要性を認めた場合においては、その旨を依頼者に通知することとする。

評定機関は、評定試験を行うに当たって、その必要性を認めた場合においては、本評定指針に定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

6. 評定

(1) 使用原動機について

選定した使用原動機の出力に関しては、評定試験実施前に仕様値と大きな違いがないことを確認する。

評定試験に用いる燃料に関しては、指定要領の取扱い第1の2(2)に定める規定を満たしていることを確認する。

(2) 評定試験について

排出ガス等測定は、指定要領の取扱い別添1に従うこととする。

排出ガス等測定は、黒煙浄化装置装着前と同装置装着後の2回実施し、特別な理由がない限り、1日の内に完結しなければならないこととする。

評定試験時においては、以下に掲げる項目の確認を行うこととする。

① 排出ガス測定装置が、校正ガスにより校正されていること。

② 測定される排出ガス等の測定値に異常な変動がないこと。

校正ガス（ゼロガスを含む）による排出ガス等の測定装置の校正結果と排出ガス等の測定値が記録チャートで確認されていることが望ましい。

③ 無負荷急加速黒煙の測定時の吸引タイミング等が適切であること。

原動機の加速状態が記録チャートで確認されていることが望ましい。

- ④ 排出ガス等の測定結果が排出ガス測定結果表に記入されていること。

7. 評定書

評定機関は、当該黒煙浄化装置の浄化性能が基準値を満たしていると認められた場合においては、評定試験を実施した黒煙浄化装置に関する評定書（評定様式2）を発行する。

評定機関は、当該黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として評定するに当たっては、その必要性を認めた場合においては、本評定指針に定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

評定書には、当該装置が属する同一名称の範囲を示す書類「黒煙浄化装置同一名称の型式構成表」（評定様式2別紙1）を添付する。

評定書番号は、各評定機関の管理のもとに評定黒煙浄化装置固有の番号を設定する。

8. 書類の保管

評定機関は、次に掲げる書類を最低5年間保管する。

これらの書類は安全に保管し、依頼者の機密の保持を確保する。

- ① 評定書の写し
- ② 黒煙浄化装置仕様書
- ③ 構造図
- ④ 低減方式説明書
- ⑤ 取扱い説明書等
- ⑥ 使用原動機報告書
- ⑦ 排出ガス測定結果表
- ⑧ 試験室情報
- ⑨ 試験燃料の性状（分析結果）

使用原動機報告書

平成 年 月 日
 評定依頼者の氏名又は名称

1. 評定依頼黒煙浄化装置

製造業者名 : _____
 黒煙浄化装置の名称 : _____
 型式名 : _____
 対象原動機出力 : _____

2. 使用原動機

認定番号 : _____
 製造業者名 : _____
 同一型式の名称 : _____
 製造年月¹⁾ : 平成 年 月 製造番号 : _____

搭載機械の名称および型式 : _____

これまでの概略運転時間²⁾ : _____ h

原動機形式 : 燃焼サイクル・冷却方式・シリンダ配列・燃焼室形式・給気方法

シリンダ数-径×行程 : _____ mm × _____ mm

総排気量 : _____ l

3. 使用原動機の性能確認結果

確認項目	仕様値	確認値
定格回転速度 (min ⁻¹)		
定格出力 (kW)		
最大トルク回転速度 (min ⁻¹)		
最大トルク (N・m)		
燃料消費率 ⁴⁾ (g/kW・h)		
無負荷最高回転速度 (min ⁻¹)		
無負荷最低回転速度 (min ⁻¹)		
定格点黒煙濃度 (%)		
最大トルク点黒煙濃度 (%)		
無負荷急加速時黒煙濃度 (%)		

- 注) 1) 原動機の製造年月が不明の場合は、搭載機械の製造年月でも良い。
 2) 概略運転時間は、搭載機械の運転時間でも良い。
 3) 定格出力、最大トルク、燃料消費率の表示方法は、JIS B8008-1 によるものとする。
 4) 燃料消費率は、定格点における数値とする。

排出ガス対策型黒煙浄化装置評定書

評定書番号

1. 申請者

氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

2. 黒煙浄化装置

黒煙浄化装置の名称 _____

型 式 名 _____

製 造 番 号 _____

黒煙低減方式 _____

基本寸法 _____

対象原動機出力 _____

基本エレメントあたり原動機出力 _____

3. 排出ガスに関する評定

(1) 排出ガス測定結果

測定項目	算定値 (g/kW・h , %)		変化率 (%) (B-A) / A × 100	基 準 値
	装着前 A	装着後 B		
黒 煙	定格点			(装着前) > (装着後)
	中間 ¹⁾			
	過渡時			
	最大値			(装着前)の15 > (装着後)
HC				(装着前) ≥ (装着後)
NO _x				(装着前) ≥ (装着後)
CO				(装着前) ≥ (装着後)
PM				(装着前) ≥ (装着後)

1) 中間は、中間速度全負荷点の略。

(2) 測定記録

《使用原動機》

認 定 番 号 : _____

黒煙浄化装置の名称 : _____

原動機形式 : 燃焼サイクル・冷却方式・シリンダ配列・燃焼室形式・給気方法

シリンダ数-径×行程 : _____ mm × _____ mm

総排気量 : _____ l
定格出力／回転速度 : _____ kW / _____ min⁻¹
評定書番号

《測定条件等》

測定期日 : 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
測定条件 : <装着前平均> _____ <装着後平均> _____
吸気温度 _____ °C 吸気温度 _____ °C
大気圧 _____ kPa 大気圧 _____ kPa
大気係数 _____ 大気係数 _____
測定場所 : _____
排出ガス分析器 : _____
黒煙濃度計 : _____

(3) 黒煙浄化装置に対する所見

排出ガス測定結果は、全て基準値を満足している。

従って、測定された黒煙浄化装置は排出ガス対策型黒煙浄化装置と認められる。

上記黒煙浄化装置について、「黒煙浄化装置評定指針」に基づき、排出ガスに関し評定したことを証する。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

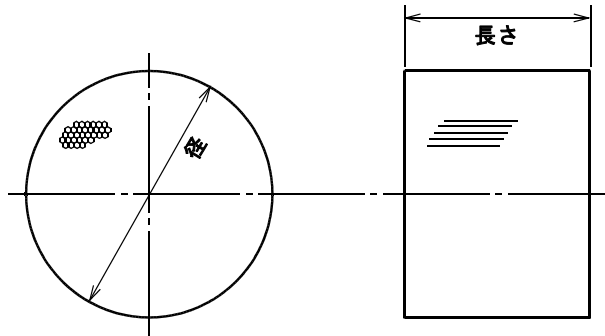
(評定機関名)

(代表者名) 印

別紙1 黒煙浄化装置同一名称の型式構成表

斜体文字は、例記または解説を示す

黒煙浄化装置の名称 : 黒煙浄化装置の名称
 黒煙低減方式 : セラミックハニカム触媒付フィルタ
 フィルタ材料 : 多孔質コーディエライト (Al₂O₃・SiO₂・Mg)
 基本エレメントの単位 : 1ユニット寸法 直径 150mm × 長さ 150mm
 基本エレメント当たり原動機出力 : 50 kW/ユニット 以下



ここには、基本エレメントの浄化に関わる構造・諸元等について説明する。

セル密度 : ##### in²

基本エレメントの構造

再生方式 : 補助燃焼材供給・電熱ヒータ併用強制燃焼
 再生間隔 : 手動式 (再生警告表示による)
 再生時の制限 : 無負荷最低回転速度 (約#分間)
 再生用ヒータの種類 : シーズヒータ
 触媒等の種類 : Pd系酸化触媒
 供給物等の種類 : 軽油・空気

型式の構成

		黒煙浄化装置 の型式A	黒煙浄化装置 の型式B	黒煙浄化装置 の型式C	黒煙浄化装置 の型式D	黒煙浄化装置 の型式E
対象原動機出力 (kW)						
基本エレメントの数量						
基本寸法	長さ (mm)					
	幅 (mm)					
	高さ (mm)					
乾燥質量 (kg)						
圧力損失 (kPa)	再生直前					
	再生直後					
再生時の所要電力 (W)						
再生用燃料の消費量 (g/h)						
供給物の供給量						

- 注) 1) 原動機出力は、認定・指定実施要領によるものとする。
 2) 当該黒煙浄化装置として、適切でない項目は削除して良い。
 3) 当該黒煙浄化装置として、記述すべき事項は適宜追加する。